

3月開催オークションの自動車税の取り扱いについてのご案内

拝啓

貴社 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は私どものオークション開催に際し格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度は年度末にあたる3月開催オークションの自動車税の取り扱いについてご案内させていただきます。

自動車税	
落札店様より平成30年度分全額の自動車税相当額をお預かりいたします。（3月中名変指定分を除く）	
普通車	軽自動車
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月中に移転登録・抹消登録を完了した場合は、落札店様に預り金を全額返金いたします。 ・ 4月1日以降に移転登録を完了した場合は、出品店様に11か月分をお支払いし、1か月分を落札店に返金いたします。 ・ 4月1日以降に抹消登録を完了した場合は、出品店様に1か月分をお支払いし、11か月分を落札店に返金いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月31日までに移転登録・抹消登録が完了した場合は、落札店様に全額返金いたします。 ・ 4月1日以降に移転登録・抹消登録が完了した場合には、出品店様に全額お支払いいたします。

※尚、3月中名変指定の落札車の移転登録・抹消登録が4月になった場合平成30年度自動車税相当分を別途請求いたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具



(株)日産大阪オートオークション事務局

TEL : 06-6465-6670 FAX : 06-6465-6672